

# 業 務 仕 様 書

## 1 件名

令和8年度女性正規雇用マッチング支援事業委託業務

## 2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 3 業務目的

結婚や出産といったライフイベント等により、離職し再就職を希望する女性に対して、良質で安定的な正社員雇用に向けたセミナーの開催など、スキルアップ支援により人材育成を図るとともに、アウトリーチ型の個別訪問等による就労先企業の開拓や、雇用の質の向上につながる企業向けセミナーの開催、女性の受入態勢の構築や環境整備のための専門家派遣等の企業向け支援に取り組むほか、職場見学等を活用した女性求職者と企業とのきめ細かなマッチングの促進等により、地域産業を担う人材の確保を図る。

## 4 委託内容

### (1) 女性求職者向け支援

結婚や出産を機に離職し、再就職に悩む女性求職者の雇用のミスマッチや就労に向けた不安を解消するため、円滑な職場復帰を支援するセミナーや企業ニーズを踏まえた求職者のスキルアップセミナー等を開催するほか、職業適性診断やキャリアデザインを取り入れた自らの能力や将来像等を可視化するキャリアコンサルティングを実施する。

#### ① キャリアブランク者の職場復帰支援セミナーの開催

- ・子育て等により、キャリアにブランクが生じている女性求職者を対象に、円滑な職場復帰を支援するためのセミナーを開催すること。

#### ② 県内企業（人手不足の業種・職種）の魅力発見セミナーの開催

- ・就職を希望しながら、最新の採用情報や職場環境を知らない女性求職者を対象に、人手不足に直面し、女性の採用を考えている県内企業を紹介、魅力をPRするセミナーを開催すること。

#### ③ 職業適性診断やキャリアデザインを取り入れた求職者へのキャリア相談の実施

- ・職業適性診断やキャリアデザインを取り入れた自らの能力や将来像等を可視化するキャリアコンサルティングを実施すること。

#### ④ 企業ニーズに応じた職場見学・マッチング交流会等の実施

- ・気軽に参加できる職場見学・職場体験・インターンシップ等により、女性求職者のキャリアの選択肢を広げるとともに、人材確保や職場定着に課題を抱える企業に対してマッチング交流会を実施すること。

### (2) 事業者向け支援

人材不足感が拡大している県内企業において就労意欲の高い人材の確保が求められる中、男性とは異なる価値観や視点を持つ女性を採用することは、企業経営にとってもメリットが大きいことから、再就職を希望する女性求職者の雇用拡大を図るため、女性の採用に向けた理解促進や意識啓発、女性が働きやすい多様な就労環境の整備に取り組むとともに、直接雇用につながるマッチング機会を活用した雇用創出へ誘導す

る。

なお、事業の実施に当たっては、ひめボス宣言事業所認証制度に該当する企業等をターゲットに県と協議のうえ参加企業の募集等を行うこと。

#### **①求人企業掘り起こしのためのスタッフの配置**

- ・結婚や出産を機に離職し、再就職に悩む女性求職者の良質な雇用の受け皿を拡大するため、「求人企業掘り起こしのためのスタッフ」を配置し、女性求職者の受入企業を開拓すること。
- ・求人企業掘り起こしのためのスタッフの想定業務は以下のとおり。
  - アウトリーチ型の企業訪問
  - 当事業による支援内容の周知（セミナーの開催、専門家派遣による伴走支援等）
  - 女性活躍推進の経営上のメリットなどの必要性・合理性の啓発
  - 個々の企業における人材面での課題等を踏まえた女性活躍方策の提案
  - 「求職者ニーズに合った求人要件の設定」や「就労環境の整備」の必要性についての助言等
  - 各種支援制度の紹介（国や関係機関の助成金・支援制度等）

#### **②女性活躍推進セミナーの開催**

- ・女性の良質な雇用につながる取組の先進事例を参考に、個々の企業の課題を明確化し、女性活躍推進の必要性やメリット、ノウハウ等を学ぶ企業経営層や人事担当者を対象としたセミナーを開催すること。
- ・参加企業が女性活躍の推進を実践していく上での助言や提言等のフォローアップを実施すること。

#### **③受入企業に対する専門家派遣の実施**

- ・女性の採用意欲が高まりつつある企業を対象に社会保険労務士や中小企業診断士等の専門家を派遣し、短時間正社員や勤務地限定社員、適正な評価システムと連動した賃金制度の構築など、求職者ニーズに合った求人要件の設定や就労環境整備の実現に向けた具体的なアドバイスを行うなど、女性が活躍できる受入環境を整備するための伴走支援を実施すること。
- ・企業訪問による対面形式での実施を基本とするが、オンライン形式での実施も可能とする。

【派遣回数】150回程度（30社×5回を想定）

### **(3) 共通の注意事項**

- ・上記(1)から(2)に係る各事業の企画提案に当たっては、費用対効果等を踏まえ、目標 KPI の達成に向けて最も効果的と考える実施方法（オンライン形式または集合形式）、実施回数、企業及び求職者の参加数、実施スケジュール等を設定すること。
- ・企業及び求職者の募集、参加決定、連絡調整等は受託者において実施すること。
- ・各事業の実施に当たっては、ウェブサイト、ウェブ広告配信、チラシ、テレビCM、SNS等から適切な媒体を選定し、効果的な広報を実施すること。なお、ウェブ広告配信に当たっては、別紙1「デジタルプロモーション実施時における留意事項」に基づき実施すること。
- ・このほか、目標 KPI の達成に向け効果的な企画があれば追加提案すること。

#### (4) 実施効果の測定・分析等

##### ①目標 KPI

- ・目標 KPI は、本事業の実施により愛媛県内で就職した女性のうち、別紙 2 に定めるアウトカム及び良質な雇用の基準を満たした者の数とし、95名を下限として設定すること。
- ・目標 KPI で提示した数値を達成した場合であっても、予算の限り事業効果の最大化を目指して事業を継続すること。

##### ②アンケートの実施

- ・各個別事業の終了後、参加企業及び参加者に対してアンケート調査を実施すること。アンケート項目については県と協議の上、決定すること。
- ・上記アンケートの実施後、集計結果等を整理した報告書を速やかに提出すること。

##### ③追跡調査

- ・参加者に対する追跡調査を実施し、就職・定着状況を把握することとし、追跡調査の実施結果等をまとめた報告書を提出すること。なお、具体的な実施方法については、県と協議の上、決定すること。
- ・追跡調査の実施に当たっては、別紙に定めるアウトカム及び良質な雇用の基準を満たした雇用であることを確認することとし、必要に応じて労働条件通知書等の書面の提出を求めること。

##### ④ 業務の改善提案

- ・女性求職者の県内企業への良質な雇用による就労を促進する観点で、次年度以降の本業務の実施に向けて、今年度の実施結果を踏まえた改善提案を行うこと。

#### (5) 留意事項

##### ①業務実施、進捗状況の報告等

- ・受託者は、本業務の実施に当たり、愛媛県会計規則、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、その他関係法令・条例等を遵守すること。また、県の信用を損なう行為や不名誉となる行為は絶対にしないこと。
- ・受託者は、進捗状況について、定期的に協議等の場を設け、報告を行い、円滑に遂行しなければならない。なお、協議内容については、速やかに議事録を作成して県と共有するとともに、業務従事者以外に知られることのないよう十分な対策を取ること。
- ・受託者は、事業実績について、中間及び委託期間終了時に、指定の様式にて報告すること。

##### ②実施体制

- ・本業務の円滑な実施と品質の確保を実現するために必要な人員体制を確実に整備すること。
- ・本業務における連絡窓口は一本化すること。
- ・受託者は、本業務の実施に当たり、十分な経験があり、以下の役割や能力を有する者を統括責任者として配置しなければならない。
  - ア 経費配分や要員配置など、本業務の遂行に必要な受託者のリソースを調整することができること。
  - イ コミュニケーション能力を有し、本業務の目標や解決すべき課題について、関係者間を調整し、県と円滑に合意形成できること。
  - ウ リスクコントロール能力を有し、同種・類似の業務における実務経験から想定できるリスクと、顕在化した問題に対する対処ができること。
- ・本業務の従事者は、業務を的確かつ円滑に遂行できる知識、能力及び経験を有す

ること。

- ・ 県は、本業務の従事者について、業務の実施に著しく不相当と認められるときは、受託者に対して理由を明示して変更を求めることができる。

### ③著作権の取扱い

- ・ 受託者は、成果物等の全ての著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに定める全ての権利を含む。）について、検査完了をもって県に全て移転するものとする。
- ・ 受託者は、成果物等について、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときは、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ・ 受託者は、成果物等に係る著作権者人格権を行使するときにおいても、県及び県の指定する者に対して、これを行行使しないものとする。
- ・ 成果物等の中に、すでに受託者が著作権を保有している著作物が含まれている場合は、当該著作物の著作権は、なお受託者に帰属するものとする。

### ④機密保持について

- ・ 受託者は、次の掲げる情報を本業務の遂行の目的以外に使用又は第三者に提示若しくは漏洩してはならないものとし、このために必要な措置を講ずること。なお、契約内容の履行目的以外の使用又は第三者に上記情報を開示する必要が生じた場合は、事前に県と協議の上、承認を得ること。契約終了後も同様とする。
  - ア 契約期間中に県が提示した一切の情報（公知の情報等を除く。）
  - イ 履行過程で知り得た一切の情報
  - ウ 納入成果物等に関する一切の情報
- ・ 受託者は、本業務の遂行の過程において県から入手した資料等については、管理台帳等により適切に管理し、複製しないこと。また、業務遂行上必要が無くなり次第、速やかに返却すること。ただし、県が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- ・ 本業務の実施のための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

### ⑤業務の再委託について

- ・ 契約に当たり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、事前に再委託範囲及び再委託先等を県に提示し、県から承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・ 再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。
- ・ 再委託範囲に個人情報の取扱いが含まれるときは、再委託先にも別記「個人情報取扱特記事項」を遵守させるとともに、再委託先との間で個人情報に関する適切な体制を確保すること。

## (6) その他

- ・ 本業務に係る委託金額に次の①から⑧に掲げる経費は含めてはならない。
  - ①求職者又は労働者から費用を徴収する事業に係る経費
  - ②施設等の設置や改修に係る経費
  - ③当該年度中に費消しない交通系 IC カードの残余、回数券、郵券等の金券類に係る経費
  - ④国家公務員の諸謝金・旅費
  - ⑤事業主、求職者や労働者等に提供する物品（リーフレット、パンフレット、

冊子、封筒類を除く。)の購入等に係る経費

⑥飲食に係る経費

⑦支援の対象となる事業主、求職者や労働者等に対する補助、助成等に係る経費

⑧職業安定法に定める「職業紹介」に係る事業に要する経費

- ・パソコン、OA機器、電話機等（ソフトウェアを含む）は、原則、リース契約によることとし、リース契約によらない場合は、単年度のリース価格より購入額が安価となる場合に限ること。
- ・契約や支払いに関する書類など本業務の関係資料については、業務完了の年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- ・県は、受託者に仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合には、調査の実施を命じ、又は契約を解除し、若しくは損害賠償を請求することができるものとする。

## 5 疑義が生じた場合の取扱い

受託者は、業務の実施中に、本仕様書に定めのない事項が判明した場合、又は本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合は、速やかに県と協議し、双方合意の上で対応すること。

また、後日、その合意内容に疑義が生じないように、受託者は議事録を作成し、速やかに県の承認を得ること。

なお、定めのない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。